

---

|        |                         |
|--------|-------------------------|
| プロジェクト | 公正価値測定に関するガイダンス及び開示     |
| 項目     | 第 385 回企業会計基準委員会で聞かれた意見 |

---

## 本資料の目的

1. 本資料は、第 385 回企業会計基準委員会（2018 年 5 月 24 日開催）において審議した項目について、聞かれた主な意見をまとめたものである。

## 時価の定義及びガイダンスに関する公開草案の様式、構成及び論点の検討

### 文案及び関連する論点の検討

#### （文案作成の方法）

2. IFRS 第 13 号の文言を含めている部分と含めていない部分がわかりづらく、IFRS 第 13 号と文案の対比表などを作成して明らかにすることが考えられる。

#### （範囲）

3. 実務対応報告第 38 号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」の審議にあたっては、日本基準に IFRS 第 13 号に相当する開示が存在しないことを前提として議論されていたため、仮想通貨も時価に関する開示の対象として検討することもあり得るのではないかと。

#### （用語の定義）

4. 「インプット」を「入力数値」と示すことに違和感があるため、表現を見直すことがよいのではないかと。

#### （時価の算定—時価の定義）

5. 時価の定義において「算定日における」という表現を残す場合には、それを踏まえたうえで、期末前 1 か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額の使用に関する検討を行う必要があると考えられる。
6. 「公正価値」ではなく、「時価」という用語を使用した背景を結論の背景に含めることがよいのではないかと。
7. 期末前 1 か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額の使用を継続するか否

かを検討するにあたって、当該価額を使用している企業がどの程度存在するのか、また決算時の為替相場としての期末前 1 か月間の平均相場を使用している企業がどの程度存在するのかについて確認していただきたい。

**(時価の算定－時価の算定単位)**

8. IFRS 第 13 号ではポートフォリオの例外措置を使用する際には継続して適用することを条件とすることなどの記載があるが、それらについて文案に含めることが考えられるのではないか。

**(時価の算定－時価の算定方法(2) 入力数値)**

9. 測定に関わる入力数値の「レベル」と開示に関わる時価の「レベル」の両方が、同じ「レベル」という用語で示されていることが、誤解を生じさせる可能性があるため、表現を見直すことが考えられるのではないか。

**(その他－今後の進め方について)**

10. 時価に関するガイダンスを適用することで、それに伴う時価の算定方法の変更により時価の変動が生じる可能性がある。このような時価の変動は、企業の業績に関係するものではないと考えられ、変更時の損益に含めない措置を検討する必要があると考えられる。

以 上